

担 当	
恵那労働基準監督署	
署 長	宇都宮良三
第一課長	若田丈雄
電話	0573 - 26 - 2175

「ゼロ災トライアル100推進大会」を開催します

～「ゼロ災トライアル100」に参加する約250社のうち、約170社が出席します

恵那労働基準監督署(署長 宇都宮良三)は、7月1日から10月8日までの100日間無災害に取り組む運動「ゼロ災トライアル100」を、恵那労働基準協会の協賛を得て実施することとし、参加事業場を募った結果、現在までに250社(参加事業場労働者数 約14,000人)を超える参加申込を受付けました。

例年7月1日からの1週間は「全国安全週間」ですが、当署では、死亡災害の撲滅および休業災害の大幅減少を目指すため、7月1日から10月8日までの100日間をゼロ災の目標期間として定め、「ゼロ災トライアル100」として新たに取り組むこととしたものです。

また、この運動期間が始まる直前の6月30日に、下記のとおり「ゼロ災トライアル100推進大会」を開催することとしました。上記参加事業場のうち約170社が出席する予定です。

本大会により、ゼロ災100日間にトライアルする意志を確認・統一し、管内全体の労働災害防止の機運を醸成することとします。

なお、当署管内の平成21年における休業4日以上死傷者数は150人で、前年に比べ39人減少し過去最少となりましたが、死亡者は前年より増加し2名の尊い命が失われました。

また今年に入ってからすでに死亡災害が1件発生しており、休業4日以上労働災害も全産業で前年より約20%の増加となっており、景気回復に伴い今後の労働災害増加が危惧されます。

このような中、「ゼロ災トライアル100推進大会」を契機とし、各事業場において、安全意識のさらなる高揚と自主的安全活動の促進を図り、ゼロ災100日達成をめざし、本トライアルを実施してまいります。

記

- 1 日 時 平成22年6月30日(水) 午後2時から午後4時30分
- 2 場 所 シアター恵那 笠置サンホール
〒509-7201 恵那市大井町2709番地55
- 3 会次第 別添 のとおり
- 4 実施要綱 別添 のとおり

ゼロ災トライアル100 ～リスク低減、ゼロ災へ～ 推進大会

平成22年6月30日

於：シアター恵那

次第

1	開会（司会：第2課長）		14：00
2	あいさつ（署長・恵那労働基準協会会長）	15分	14：05
3	実施要綱・重点実施事項説明（第1課長）	20分	14：20
4	事例発表		
	（1）株式会社青山製作所 恵那工場	20分	14：40
	（2）協和ダンボール株式会社	20分	15：00
5	休憩	10分	15：20
6	安全講話（鈴木剛労働安全コンサルタント） 「リスクアセスメントについて」	50分	15：30
7	大会宣言（恵那労働基準協会 田口副会長）	5分	16：20
8	安全唱和（伊藤忠己労働災害防止指導員）	5分	16：25
9	閉会（第2課長）		16：30

「ゼロ災トライアル100」実施要綱

～リスク低減、ゼロ災へ～

恵那労働基準監督署

1 趣旨

死亡災害の撲滅と休業災害の大幅な減少を図るには、各事業場がトップの決意のもと明確な目標を明示し、全員参加による自主的な安全衛生活動を積極的に展開して、災害につながる危険性を減らすことが必要である。

そのため、「ゼロ災トライアル100」～リスク低減、ゼロ災へ～と称する100日間無災害運動を提唱する。

これは、ゼロ災の分かりやすい明確な期間目標を定め、目標への挑戦を内外に宣言することにより、事業場トップの姿勢が表明され、労働者の不安全行動防止への意識付け、安全衛生担当者や安全衛生委員会の活動支援と活性化などが期待される。

目標に挑戦する各事業場が自主的労働災害防止活動を積極的に展開し、恵那労働基準監督署及び関係団体がこれを支援することにより、管内の死亡災害の撲滅と休業災害の大幅な減少を目指すものである。

2 実施期間

平成22年7月1日～10月8日(100日間)

3 実施者

恵那労働基準監督署の管内に所在する事業場(建設業の場合は店社単位、工事現場単位のいずれも可)で、趣旨に賛同し本無災害運動に参加する事業場(建設工事現場については、工期が平成22年7月1日から10月8日の全期間を工期内とする現場に限る。)

4 目標

トライアル参加事業場は、実施期間中のゼロ災害達成を目標とする。

5 実施要領

- (1) トライアル参加事業場は、6月11日(金)までに恵那労働基準協会を経由する等により恵那労働基準監督署あてに「参加申込書」により、ファックス又は郵送で申し込む。
- (2) 参加事業場には、6月30日までに「参加証」「実施要綱」「重点実施事項」「実施結果報告書」を配布する。
- (3) 参加事業場を対象に、6月30日午後、シアター恵那において「ゼロ災

トライアル100推進大会」を開催する。

- (4) ゼロ災カウントの開始は7月1日(全国安全週間初日)とする。
- (5) ゼロ災の定義は、事業場内の労働者(出向、派遣及び構内下請の労働者を含む)について、1日以上(時間単位の部分休業を含む)の休業(通勤災害は除く)が発生していない状態(不休災害は可)とする。
なお、建設店社の場合は、当該期間中の全ての現場の関係請負人の労働者も含めるものとし、建設工事現場の場合は、当該現場の関係請負人の労働者も含めるものとする。
- (6) 参加事業場は、「ゼロ災トライアル100重点実施事項」を参考に、実施期間中それぞれ工夫をして効果的な労働災害防止活動を行う。
- (7) 参加事業場は、10月22日(金)までに「実施結果報告書」を恵那労働基準監督署あてにファックス又は郵送で提出する。
- (8) 目標を達成した事業場には、「目標達成証」を送付する。
- (9) 参加事業場は、労働災害が発生した場合は的確に把握処理するものとし、労災かくしが発生しないよう留意するものとする。

6 恵那労働基準監督署及び関係団体の役割

当署は、本トライアルの主唱者として、周知説明、参加募集、参加受付、参加証の発行、報告の受理、達成証の発行、結果の分析とりまとめ及び公表等の各事務手続きを行う。

恵那労働基準協会等の関係団体は、周知、参加募集、参加受付及び推進大会の開催に協力し、会員に参加勧奨を行う他、参加事業場の目標達成の支援及び本運動の機運の醸成を行う。

7 周知広報及び情報の公開等

- (1) 本トライアルの周知及び参加事業場の募集(申込書の配布)は、恵那労働基準協会、恵那労働基準協会恵中支部の会報紙に掲載依頼を行うほか、岐阜労働局ホームページ内の恵那労働基準監督署のページに掲載し、恵那労働基準協会各支部の主事会議、総会及びゼロ災トライアル100推進大会等各種会議で説明することとする。
- (2) 取組内容・結果について同ホームページに掲載するとともに、中日・岐阜新聞社に掲載依頼を行うこととする。
- (3) 本トライアルの参加事業場については、事業場名・業種・所在市町名を同ホームページで公開(公開を希望しない事業場を除く)する。
- (4) 管内の災害事例等について、6月から10月まで同ホームページに掲載し、参加事業場に利用可能な情報を公開する。